

入 札 公 告

総 発 第 1 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項および見附市財務規則（昭和39年規則第3号）第155条の規定により、一般競争入札を実施するので、下記のとおり公告します。

令和8年5月13日

見 附 市 長 稲 田 亮

1. 固有事項

工 事 番 号	建工第9号		
工 事 名	名木野小学校 長寿命化改良 工事（体育館棟 電気設備）		
工 事 場 所	見附市 月見台1丁目 地内		
履 行 期 間	建工第7号の市議会議決の日から 令和9年3月31日		
概 要	幹線・動力設備工事 一式、コンセント設備工事 一式 構内交換（インターホン）設備工事 一式、電気時計設備工事 一式、拡声設備工事 一式 自動火災報知機設備工事 一式 他		
予 定 価 格	入札後に公表します。		最低制限価格 設定します
入 札 保 証 金	免除	契 約 保 証 金	請負金額が500万円以上の場合は納付
前 金 払	請負金額が200万円以上の場合はする		
部 分 払	請負金額が100万円以上の場合はする		
入 札 参 加 条 件 （以下のすべてを満たすもの）			
入 札 参 加 登 録	令和7・8年度見附市建設工事入札参加資格登録者		
地 域 要 件	見附市内に建設業法で定める主たる営業所を有する者		
工 種 及 び 格 付 （総合評定値等）	「電気」工事の格付等級Aの者		
そ の 他	—		
参加資格確認申請書及び添付書類の提出			
受 付 期 間	令和8年5月13日（水）9時 から 令和8年5月19日（火）16時 まで （ただし、電子入札システム休止時間を除く。）		
添 付 書 類 及 び 提 出 方 法	配置予定技術者等確認書（見附市ホームページ内の電子入札ポータルサイトに様式を掲載） 及び入札参加条件において定めがある場合はその書類等を、電子入札システムを用いて提出 すること。		
参 加 資 格 確 認 結 果 の 通 知	参加資格確認申請書等を提出した者に、令和8年5月21日（木）16時までそれぞれ電子 入札システムにより通知します。		
設 計 図 書 等	新潟県入札情報サービスに掲載する。ただし、添付できないものは見附市ホームページ（入 札情報）に掲載する。		
設計図書等に関する質問			
受 付 期 限	令和8年5月19日（火）16時まで		
受 付 方 法	電子メール（kanzai@city.mitsuke.niigata.jp）で見附市総務課管財係へ提出。		
回 答 方 法	令和8年5月22日（金）までに入札情報サービスに掲載する。		
入 札 及 び 開 札			
入 札 期 間	令和8年5月26日（火）9時 から 令和8年5月27日（水）16時 まで （ただし、電子入札システム休止時間を除く。）		
入 札 方 法	電子入札システムを用いて入札すること。		
開 札 日 時	令和8年5月28日（木）9時以降		

工 事 費 内 訳 書 等	入札金額に対応した工事費内訳書又は見積内訳書を入札書と一緒に提出すること。 工事費内訳書等の未提出及び入札書の金額と一致しない等、内容に不備がある場合は失格とする。
入 札 回 数	2回までとする（内、再入札1回）。 ※再入札の日程等は、電子入札システムにより確認すること。
そ の 他 特 記 事 項	建工第7号 名木野小学校 長寿命化改良 工事（体育館棟 建築）の入札が不調になった場合、入札を中止するものとする。
共 通 事 項	
入 札 の 中 止	入札中止又は延期の連絡については入札参加業者に通知します。
入 札 の 辞 退	入札参加申請書の提出後、入札を辞退する場合はあらかじめ電子入札システムから入札辞退申請を行ってください。
入 札 金 額 の 記 載	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載してください。
無 効 入 札	入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
落 札 者 の 決 定	開札の結果、予定価格の範囲内で最低価格を入札した者（最低制限価格未満の入札者を除く。）を落札者とします。
そ の 他	1. この公告に定めるもののほか入札の実施については、見附市財務規則等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによります。 2. 入札参加申請者が少数で、競争性が確保されないと認められるときは入札を中止することがあります。 3. 入札参加資格の審査のために作成する書類等の作成に要する費用は、提出者の負担とします。 4. 3により提出された書類等は目的以外には使用しません。 5. 3により提出された技術資料等は、返却しません。